

徳島県企業管理規程第六号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

道路交通法第三条の規定による自動車の種類	運転免許取得後の運転経験年数
大型自動車	一年以上
中型自動車	一年以上
準中型自動車	一年以上
大型特殊自動車	一年以上
普通自動車	六月以上
大型自動二輪車	三月以上
普通自動二輪車	三月以上
小型特殊自動車	三月以上

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。